

阪神高速道路株式会社

## 入札説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問回答書

工事名 : 淀川左岸線工業用水導水施設等撤去工事 質問提出日:2019年11月27日 前回質問回答日:2019年11月28日 質問回答日:2019年12月12日	
質 問	回 答
番号1 入札説明書 P28 別記様式-4 1) 地元協議等で禁止されている工法はあるのでしょうか。(例、大型ブレーカーでの破砕、バイブロハンマーの使用等)ご教示ください。	番号1 現時点で具体的に禁止されている工法はありません。ただし、提出された技術的所見が当社標準案の工法より同等以下の工法であると当社が判断した場合は、入札説明書P29(別記様式-4)《 上記1)及び2)技術提案書作成における注意点 》の 注4)に記載のとおり、管理者協議等が必要となる技術提案(技術的所見)とみなし、施工の確実性や実現性が判断できないため、評価の対象外となる場合があります。
番号2 入札説明書 P28 別記様式-4 1) 杭撤去の標準歩掛け及びセット数をご教示ください。	番号2 当社公表の土木工事標準積算基準に記載のない歩掛けについては貴社においてご検討ください。なお、セット数については、工程表(参考)に記載のとおり、4班(セット)を考えています。
番号3 入札説明書 P28 別記様式-4 1) 1)の技術的所見の対象範囲は1～2工区の構造物撤去だけでなく、1～2工区の全ての工種となるのでしょうか。	番号3 ご質問のとおり、1)の技術的所見の対象範囲は1～2工区の構造物撤去だけでなく、1～2工区の全ての工種とお考え下さい。
番号4 入札説明書 P28 別記様式-4 1) 技術的所見に記載した内容に履行義務は発生するのでしょうか。	番号4 技術的所見に記載した内容については、原則として履行義務は発生します。

質 問	回 答
<p>番号5  入札説明書 P28 別記様式-4 2)  鋼矢板天端を現場溶接にて固定するのは河川側だけで、民地側は現場溶接しないということでしょうか。</p>	<p>番号5  ご質問のとおり、民地側は現場溶接しないものと考えています。</p>
<p>番号6  入札説明書 P28 別記様式-4  (1)と(2)の両方に共通する技術的所見がある場合は、(1)(2)の両方に記載しても減点対象とはならないということよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>番号6  1)2)の両方に記載しても減点の対象とはなりません。なお、原則として重複評価はしませんが、詳細については提出された技術提案書の記載内容により判断します。</p>
<p>番号7  入札説明書 P28 別記様式-4  工程算定時の稼働率をご教示ください。</p>	<p>番号7  当社公表の土木工事標準積算基準に記載のとおり、0.58と考えています。</p>

質問番号6

正

誤

質問	回答
番号5 入札説明書 P28 別記様式-4 2) 鋼矢板天端を現場溶接にて固定するのは河川側だけで、民地側は現場溶接しないということでしょうか。	番号5 ご質問のとおり、民地側は現場溶接しないものと考えています。
番号6 入札説明書 P28 別記様式-4 (1)と(2)の両方に共通する技術的所見がある場合は、(1)(2)の両方に記載しても減点対象とはならないということでしょうか。ご教示ください。	番号6 1)2)の両方に記載しても減点の対象とはなりません。なお、原則として重複評価はしませんが、詳細については提出された技術提案書の記載内容により判断します。
番号7 入札説明書 P28 別記様式-4 工程算定時の稼働率をご教示ください。	番号7 当社公表の土木工事標準積算基準に記載のとおり、0.58と考えています。

質問	回答
番号5 入札説明書 P28 別記様式-4 2) 鋼矢板天端を現場溶接にて固定するのは河川側だけで、民地側は現場溶接しないということでしょうか。	番号5 ご質問のとおり、民地側は現場溶接しないものと考えています。
番号6 入札説明書 P28 別記様式-4 (1)と(2)の両方に共通する技術的所見がある場合は、(1)(2)の両方に記載しても減点対象とはならないということでしょうか。ご教示ください。	番号6 ご質問のとおり、(1)(2)の両方に記載しても減点対象とはなりません。
番号7 入札説明書 P28 別記様式-4 工程算定時の稼働率をご教示ください。	番号7 当社公表の土木工事標準積算基準に記載のとおり、0.58と考えています。

番号6の回答を修正